

2024 責任施工保証制度

責任施工保証制度とは

北海道板金工業組合に所属する組合員が、責任を持って施工した証として有資格者による十分な施工と検査を行ったうえで保証書を発行する制度。

建築に限らず創り出されたものが、十分に機能しなかったり、欠陥が生じたりすることは社会的に認められないことです。建築の屋根に求められるものは美観、防水性、耐久性であり、これは「環境に合致した工法により良質の資材を用い、優秀な施工やその管理に当たる」ことによって保持することができます。

北海道板金工業組合に所属する建築板金業者が厳格な品質基準に基づく施工を行い、顧客に住まいの安心を保証する存在となっています。

<制度の役割>

- ① 業界を挙げて施工責任の明確化を図る。このため、北海道板金工業組合は屋根工法及び施工検査の標準化、使用資材の選択、技術者の育成にあたる。
- ② 使用資材の選択にあたってはその特徴を十分に理解し、資材メーカーとの協調を保つ。
- ③ 引渡し後のアフターケアを制度化し、顧客への奉仕に努める。
瑕疵が発生した場合、それが施工者の責による場合は保証約款で規定する範囲において修補の責任を負う

1. 責任施工保証制度の概要

(1) 制度の仕組み

- ① 受注に際し、発注者より保証書の提出を求められる。
- ② 組合員は組合が定めた工法により施工する。
- ③ 組合が開催する所定の講習会を修了した検査員が検査を行う。
- ④ 施工者は組合から保証書を受け取り、これを発注者に提出する。

(2) 保証の原則

区 分	内 容
1. 保証の原則	1) 保証責任者が保証を行う。 2) 施工を保証の対象とする。
2. 工事の種類 及び 構法・仕様	1) 屋根工事及び板金工事 2) 構法及び仕様は北海道板金工業組合で策定したものによる。 3) 北海道板金工業組合が定めた検査規格に合格した工事。
3. 施工者の資格	1) 全日本板金工業組合連合会及び一般社団法人日本建築板金協会を構成する北海道板金工業組合が定めた資格講習を修了した者が在籍する企業。
4. 使用する主材料	1) 表面処理鋼板類 2) 銅板・チタン等非鉄金属板 3) ステンレス鋼板 4) アルミニウム合金板 5) 硬質塩化ビニール雨とい

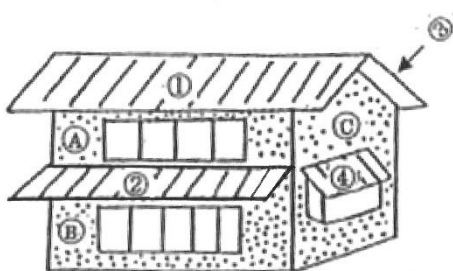
区 分	内 容
5. 地域により検討して設定するもの等 (一律の保証にならないもの)	1) 工場、ボイラー等の排気又は周囲環境による腐食、破損の恐れのあるもの（工場地帯、海岸地帯、業務用ボイラー又は家庭用ボイラーとの関係、樹木） 2) 結露の恐れのあるもの（換気設備、断熱処理の有無） 3) 水漏れの恐れのあるもの（屋根裏換気の状態） 4) 腐食の恐れのあるもの 5) 外力による損傷が生じるとと思われるもの（付帯設備等） 6) 融雪装置等を施工したもの

(2) 対象工事

屋根、とい及び壁工事のいずれかの場合でもそれぞれ単独個別の単位に区分し、区分した単位を1つの物件とみなして対象工事とする。

従って区分けた単位の一部を修繕した場合は対象とならない。

① 対象となる工事の例



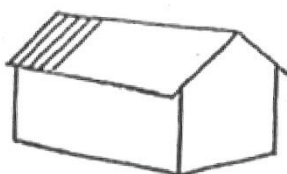
(単位屋根面)

- ◆ ①・②・③・④を区分した単位屋根面とする。
- ◆ 区分した単位屋根面全体の新規施工又はふき替え工事を対象とする。

(単位壁面)

- ◆ ①・②・③を区分した単位壁面とする。
- ※屋根が壁の端まであって、①と②が区切られていること

② 対象としない屋根工事の例



- ◆ 区分した単位屋根面の一部（斜線部分）なので対象としない。

(3) 保証期間

施工者が工事発注者へ施工物件を引き渡した後、一定の期間内に施工者の責に帰す原因により、その性格に欠陥を生じた場合の保証を行う。

対 象	保 証 期 間	品 質 性 能
屋根	10 年以下	屋根は雨水が室内に浸入してはいけない。
壁	10 年以下	外壁は雨水が浸入して室内仕上げ面を汚損してはいけない。
雨押え・水切り	5 年以下	雨押え・水切りは、屋根及び外壁との境界面から雨水が浸入してはいけない。
雨とい	5 年以下	雨といは脱落、破損、たれ下り、著しい腐食等の現象が生じ、その機能を損なってはいけない。

(4) 保証の方法

保証期間内に保証内容に抵触するような事態が生じた場合、次の処置を行う。

- ① 局部の修補、取替施工
- ② 全部の取替施工
- ③ その他修繕に必要な施工

(5) 保証の免責

- ① 瑕疵が次の事由により生じた場合には、保証の対象外とする。
 - 1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨、雪害等の自然現象（これらの自然現象に起因する飛来、落下物に起因する場合を含みますが、その他の場合も排除しません。）。
 - 2) 近隣の土木工事等の影響による予見困難な引渡後の地盤の変動、土砂崩れ等。
 - 3) 火災、爆発、暴動等の偶然かつ外来の事故。
 - 4) 発注者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による事故。
 - 5) 通常予測される施工部位の自然劣化。
 - 6) 当社が不適當であると指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵又は当社以外の者が行った施工の瑕疵等の当社以外の者の責めに帰す事由による事故。
 - 7) 重量車輛等の通行による振動。
 - 8) 植物の根等の成長。
 - 9) 保証対象部位の使用者又は第三者の故意・過失。
 - 10) 工事対象物が、引渡時と異なる用途に使用された場合。

2. 事故の処理

(1) 苦情の受付

- ①クレーム等は施工組合員が受け付けた後、状況の確認及び原因の調査を行い、保証内容に該当すると判断した場合は発注者と協議の上、直ちに修復等の工事を行う。

(2) クレームの判定

- ①施工業者が発注者と協議の上決定する。

(3) クレームの再発防止

- ①施工業者は事故案件の検証を行い、故障、紛争等を未然に防ぐよう努力する。